

平成 2 2 年度農林水産関係補正予算について

(P R 版)

・ 農業農村整備事業（公共）	P 1
・ 農山漁村地域整備交付金（公共）	P 2
・ 農業活性化緊急基盤整備事業	P 3
・ 食料自給率向上・産地再生緊急対策	P 4
・ 経営体育成交付金	P 5
・ 異常気象対応型園芸産地強化事業	P 6
・ さとうきび産地緊急支援対策	P 8
・ 製糖施設緊急整備対策事業	P 9
・ 集約化森林整備等緊急対策（公共）	P 10
・ 山地災害等の防止対策（公共）	P 11
・ 森林・林業再生総合対策	P 12
・ 資源循環型地域活力向上対策事業	P 13
・ 6 次産業化推進人材育成事業	P 14
・ 食を核とした地域活性化支援事業	P 15
・ 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	P 16
・ 赤潮被害養殖業に対する再建支援緊急対策事業	P 17
・ 水産加工原料確保緊急対策事業	P 18

・ 外国漁船被害救済事業	P 19
・ 水産基盤整備・海岸保全施設整備（公共）	P 20
・ さけ・ます漁業協力事業	P 21
・ 口蹄疫緊急対策	P 22
・ 口蹄疫畜産再生基金事業	P 24
・ 養殖施設災害復旧事業	P 25

農業農村整備事業（公共）

【27, 875百万円】

（平成22年当初予算額 212, 939百万円）

対策のポイント

農業水利施設の保全管理や畑地かんがいの促進、小水力発電の整備支援など、生産基盤の整備による地域活性化に取り組みます。

<背景／課題>

- ・戦後整備された農業水利施設の老朽化が急速に進行しており、耐用年数を超過した施設は年々増加し、突発事故の件数も増大しています。
- ・農業用水路やダムなどの農業水利施設は、水量が豊富で未利用の落差などが多数存在し、これを有効活用したCO2対策としての小水力発電の推進が求められています。
- ・農業の振興を通じた地域活性化の推進には、畑地かんがいによる産地形成の促進、水田における多様な畑作物の生産拡大等が必要ですが、畑地かんがいの整備率は2割にとどまっているほか、区画整備済みの水田においてもその約3分の1は排水不良の状況であるなど、食料自給率向上を図る上でも支障となっています。

政策目標

- 適時適切な補修や更新等を通じて、基幹的水利施設が有する約170万haの水田（全国の水田の約7割）及び約40万haの畑（全国の畑の約2割）に対する農業用水の安定供給機能等を確保
- 基盤整備の実施により対象農地の耕地利用率を平成27年度までに108%以上に向上
- 水田の汎用化のための整備により対象農地での麦・大豆の作付率を平成27年度までに17%以上に向上

<内容>

1. 農業水利施設の保全管理

毎年500箇所前後の施設が更新時期を迎える基幹的農業水利施設について、維持修繕、更新等の保全管理を促進し、生産基盤の強化を図ります。

（国営かんがい排水事業等 6, 257百万円）

2. 再生可能エネルギーである小水力発電の整備支援

農業用水を活用した小水力発電を推進し、グリーンイノベーションの促進に寄与します。

（国営かんがい排水事業 863百万円）

3. 基盤整備による地域活性化の推進

畑地かんがいによる産地形成の促進、水田の排水対策による多様な畑作物の生産拡大等により、農村地域の基幹産業である農業の振興を通じた地域活性化を推進します。

（経営体育成基盤整備事業等 20, 755百万円）

（ お問い合わせ先：
農村振興局設計課（03-3502-8695（直）） ）

農山漁村地域整備交付金（公共）

【32, 129百万円】

（22年度当初予算額 150, 000百万円）

対策のポイント

自治体が地域ニーズにあった計画を自ら策定し、地域の自主性と創意工夫による農山漁村地域の総合的な整備を推進します。

<背景／課題>

- ・国民の安全・安心の確保等の観点から、農業生産を支える農業水利施設の保全管理や丈夫で簡易な道等による路網整備の加速化、山地災害の未然防止に向けた治山対策、防波堤、岸壁の嵩上げによる漁港・漁村の安全性の確保等を進める必要があります。

政策目標

- 耕地利用率を108%以上に向上、約170万haの水田及び約40万haの畑に対する農業用水の安定供給機能の確保等
- 京都議定書の森林吸収目標1,300万炭素トンの達成に向けた間伐等の森林整備及び必要な路網の整備等
- 自給率目標達成のため水産物を約14.5万トン増産等

<内容>

1. 都道府県又は市町村は、農山漁村地域整備の目標等を記載した農山漁村地域整備計画を策定し、これに基づき事業を実施します。
2. 農業農村、森林、水産の各分野における以下の整備を自由に選択できるとともに、これと一体となって事業効果を高めるために必要な効果促進事業を総合的、一体的に実施することができます。

農業農村分野

農用地整備、農業用排水施設整備、農地防災、農業集落排水施設整備等

森林分野

路網整備、間伐等の森林整備、予防治山等

水産分野

漁港漁場整備、海岸保全施設整備等

3. 国から都道府県に交付金を交付[※]し、都道府県は自らの裁量により地区毎に配分できます。また、都道府県の裁量で地区間の融通が可能です。

（※水産分野の一部事業については、市町村への直接交付も可能。）

お問い合わせ先：

農業農村分野に関すること	農村振興局農村整備官	(03-6744-2200 (直))
森林分野に関すること	林野庁計画課	(03-3501-3842 (直))
水産分野に関すること	水産庁計画課	(03-3502-8491 (直))

農業活性化緊急基盤整備事業

【3, 000百万円】

対策のポイント

地域農業の活性化に向けた産地振興や多様な畑作物の生産拡大等を通じ、元気な地域づくりに貢献します。

<背景／課題>

- ・農業・農村は、農産物価格の低迷、農業者の高齢化、農村の疲弊等、危機的な状況が一層深刻化しています。
- ・また、経済情勢も現下の円高等に伴い厳しい状況にあり、農村地域における経済の活性化を図るためには、地域農業の振興が不可欠です。
- ・このためには、地域の農業者が確かな展望をもって農業を継続的に営んでいけるような環境を緊急的に整える必要があります。

政策目標

約170万haの水田及び約40万haの畑に対する農業用水の安定供給機能等を確保

<内容>

農業者の所得を確保し、農村地域の経済の活性化が図られるよう、地域農業の振興に必要な以下の整備を緊急的に実施します。

- ①畑作物の高付加価値作物への転換等を促進するための、畑地かんがい施設の整備や農地の保全
 - ②米以外の作付や二毛作等を可能とする排水施設や暗渠排水等の導入
 - ③安定的に農業用水を確保するため、老朽化が進んだ農業用水利施設の補修・修繕
- （補助率：50%（6法指定地域等55%、沖縄80%、奄美2/3）
事業実施主体：都道府県、市町村）

（お問い合わせ先：
農村振興局水資源課（03-3502-6246（直）））

食料自給率向上・産地再生緊急対策

【17,000百万円】

対策のポイント

食料自給率50%を実現し、農業分野の成長産業化を図るための戦略作物の生産拡大等の取組、円高により輸入が急増している作目や異常気象の影響を受けている作目の産地の体質強化及び口蹄疫からの復興を図る取組に必要な共同利用施設整備等を緊急的に支援するため、都道府県に交付金を交付します。

<背景／課題>

- ・新成長戦略に掲げられた食料自給率50%を実現し、農業分野の成長産業化を推進することが産地の喫緊の課題となっています。
- ・また、円高の進行により輸入が急増している作目や異常気象による高温障害等の影響を受けた作目について、産地における競争力を維持・強化するための取組も緊急の課題となっています。
- ・さらに、平成22年4月に宮崎県で発生した口蹄疫による被害を受けた地域において、農家の経営再建を図ることも重要な課題です。

政策目標

- 戦略作物の生産拡大等や輸入急増作目等の体質強化による良質な農産物の安定供給（事業効果544億円）
- 口蹄疫の被害を受けた地域における地域農業の復興

<内容>

1. 農業分野の成長産業化を図るための戦略作物の生産拡大等の取組

新成長戦略においても掲げられた食料自給率50%を実現し、農業分野の成長産業化を図るため、戦略作物の生産拡大、サプライチェーンの構築、乳業の再編、食肉等流通の合理化の重要分野における取組に必要な乾燥調製施設等の共同利用施設の整備等を支援します。

2. 円高による輸入急増や高温障害等に緊急に対応するための取組

円高により輸入が急増している作目や異常気象による高温障害等により影響を受けた作目の産地における競争力を維持・強化するために必要な集出荷貯蔵施設等の共同利用施設の整備等を支援します。

【食料自給率向上・産地再生緊急対策のうち

輸入急増等緊急対策特別枠 6,000百万円】

3. 口蹄疫の被害からの復興のための取組

口蹄疫の発生により被害を受けた地域において、耕種農業への転換等による地域農業の復興を図るために必要な農産物処理加工施設の整備等を支援します。

【食料自給率向上・産地再生緊急対策のうち

口蹄疫復興対策特別枠 2,000百万円】

（補助率：都道府県への交付率は定額

（事業実施主体へは事業費の1/2、1/3以内等）

事業実施主体：都道府県、市町村、農業者団体等）

（お問い合わせ先：生産局総務課生産推進室（03-3502-5945（直）））

経営体育成交付金

【583百万円】

(平成22年度当初予算額 8, 145百万円)

対策のポイント

現行の経営体育成交付金のうち雇用創出効果が特に期待できるメニューに重点を置き、意欲ある経営体が経営規模の拡大や加工・流通・販売等の経営の多角化・6次産業化等に取り組む際に必要となる農業用機械・施設の整備等の経費を支援します。

<背景／課題>

- ・我が国農業は、農業従事者の減少、高齢化の進展、農地面積の減少、農業所得の減少等、極めて厳しい現状にあります。このような中、農業の持続的発展を確保しつつ、国民への食料安定供給を図っていくためには、意欲ある経営体の育成・確保が喫緊の課題となっており、これら経営体の育成・確保のための取組を支援し、ひいては地域雇用の確保に資することが重要です。
- ・販売農家における常勤雇用労働人口は年々増加してきたものの、平成17年に初めて減少（平成12年から17年までの間に年平均約170人減少）に転じており、農業雇用情勢の悪化に歯止めをかける必要があります。

政策目標

雇用者数の増加 40,800人・日（常勤雇用者170人に相当）

<内容>

経営体に対する以下の支援を市町村が策定する計画に基づき実施します。

1. 融資主体型補助

経営体が融資を主体として農業用機械施設等を導入する場合、**融資残の自己負担部分について補助金を交付**することにより、主体的な経営展開を補完的に支援します。

（ 補助率：定額（融資残額3／10上限）
事業実施主体：地域担い手育成総合支援協議会等 ）

2. 追加的信用供与補助

融資主体型補助に係る融資の円滑化を図るため、農業信用基金協会への交付金の積増による**金融機関への債務保証（経営体の信用保証）の拡大**を支援します。

（ 補助率：定額
事業実施主体：都道府県農業信用基金協会 ）

（お問い合わせ先： 経営局構造改善課（03-6744-2148（直）））

異常気象対応型園芸産地強化事業

【2, 500百万円】

対策のポイント

高温等の被害を受けた園芸産地が、異常気象の状況下でも安定的に農業生産を可能とするための支援を行います。

＜背景／課題＞

- ・ 本年の猛暑等の影響により、野菜・果樹においては、収量、出荷量が減少した結果、今なお多くの品目で価格が高騰しており、国民の消費生活への影響が懸念されています。
- ・ 国民に対する食料の安定供給が国の責務となっている中で、園芸作物の価格安定・供給確保と園芸農業の基盤強化を図るためには、異常気象にも負けない園芸産地づくりが急務です。

政策目標

被害のあった事業実施地区において、次期作における対象作物の単収を平年単収以上に回復

＜内容＞

1. 園芸作物推進対策

高温等により大きな被害を受けた園芸産地が、次期作への事前準備として、高温や干ばつ、湿害など異常気象の影響を緩和する効果の高い新規資材の導入やほ場条件の改善等を行う場合に、新規資材の導入等に要する経費を定額により支援（指定野菜及び指定果樹*25万円/ha、その他園芸作物22万5千円/ha）します。

（補助率：定額
事業実施主体：農業者団体等）

2. 園芸施設対策

1. の取組を行う産地において、更なる収量の向上を目指すために必要となる、高温抑制型の園芸用施設や内部設備として効果の高い冷房装置のリース導入を支援します。

（補助率：定額（リース料のうち物件購入相当の1／2以内）
事業実施主体：農業者団体等）

＜参考＞

指定野菜：キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ピーマン、レタス、たまねぎ、ばれいしょ、ほうれんそう（14品目）

指定果樹：かんきつ類、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パインアップル（13品目）

[お問い合わせ先：生産局生産流通振興課（03-6744-2113（直））]

異常気象対応型園芸産地強化事業

- 野菜をはじめとする園芸産地では、今夏の高温等の影響により大きな被害。これにより、一部の品目では価格が大きく上昇。
- 園芸作物の価格安定・供給確保と園芸農業の基盤強化を図るためには、高温等の異常気象にも負けない園芸産地づくりが急務。

事業の概要

①園芸作物推進対策

新規資材の導入やほ場条件の改善による高温等の被害抑制対策の導入



白黒ダブルマルチ



天地返し・排水対策

上記の取組に対し、定額により支援
指定野菜、指定果樹 25万円/ha
その他園芸作物 22万5千円/ha

更なる収量の向上に向けて・・

②園芸施設対策

高度な冷房装置を導入した高温抑制型園芸施設等の導入



高温抑制型園芸施設



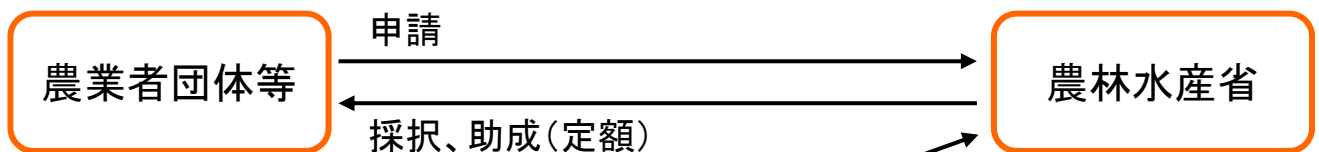
細霧冷房

上記の取組に対し、リース料のうち物件購入相当の1/2以内で支援

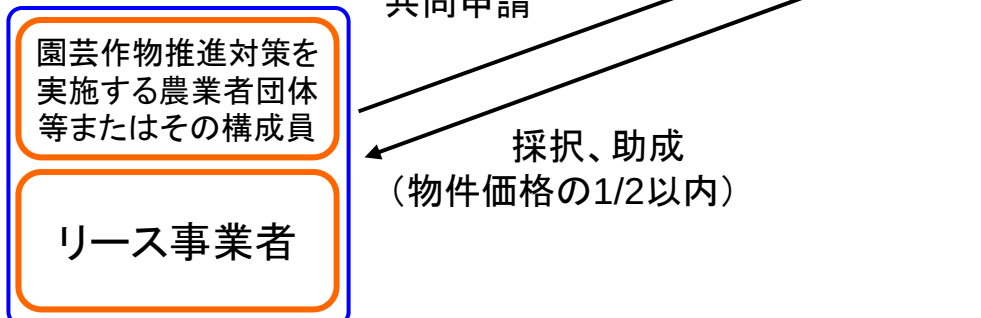
次期作における対象作物の単収を平年単収以上に回復を目指す

スキーム

①園芸作物推進対策



②園芸施設対策



※1 園芸作物推進対策の単独実施は可能

※2 園芸施設対策の単独実施は対象とならない(園芸作物推進対策の実施が前提)

さとうきび産地緊急支援対策

【350百万円】

(平成22年度当初予算額 300百万円)

対策のポイント

さとうきび生産の安定化及び製糖工場の経営体質強化を図るため、さとうきびの機械化一貫体系の整備や製糖工場の省エネルギー施設の整備等を支援します。

<背景／課題>

- ・さとうきびは、沖縄県及び鹿児島県南西諸島の畑作農業を支える基幹作物であり、甘しゅ糖製造業と合わせ、地域の産業・経済を支える重要な役割を果たしています。
- ・しかしながら、最近、農業者の高齢化等により生産力が低下しており、機械化一貫体系の整備や、製糖工場における省エネルギー化に向けた取組等の促進による製造コストの削減など、地域農業及び甘しゅ糖製造業の構造改革が急務となっています。

政策目標

- さとうきびの生産コストを20年度の水準に維持
- 離島地域農業の振興及び地域活性化を図るため、製糖工場の製造コストの低減を推進

<内容>

1. さとうきび安定生産確立対策事業

さとうきび産地において、効率的かつ持続的なさとうきびの生産体制を確立するため、ハーベスタ等の導入による機械化一貫体系の整備等を支援します。

さとうきび安定生産確立対策事業 200百万円
(平成22年度当初予算額 300百万円)
補助率：6／10以内
事業実施主体：民間団体、農業者団体等

2. 甘しゅ糖経営体質強化対策事業

鹿児島県南西諸島の地域経済にとって重要な甘しゅ糖製造業について、製造コストの削減等に向けた取組を促進することにより、今後の製造基盤の安定化を図るため、高効率ボイラー、高効率効用缶等の省エネルギー化に資する施設の整備を支援します。

甘しゅ糖経営体質強化対策事業 150百万円
補助率：1／2以内
事業実施主体：甘しゅ糖製造事業者

(お問い合わせ先：生産局生産流通振興課(03-3501-3814(直)))

製糖施設緊急整備対策事業（内閣府計上）

【1, 382百万円】

対策のポイント

沖縄県の製糖業者に対し、製造コストの低減、品質向上、衛生管理の徹底に資する施設整備等を支援します。

<背景／課題>

- ・沖縄県における製糖業は、地域の産業・経済を支える重要な役割を果たしているとともに、沖縄県農業を支える基幹作物であるさとうきび農業にとって不可欠です。
- ・しかしながら、製糖施設の老朽化が進み、製造コストの低減、品質の向上、衛生管理の徹底等が大きな課題となっています。

政策目標

沖縄県農業の振興及び地域活性化を図るため、製糖業者の経営力強化を推進

<内容>

沖縄県の地域経済にとって重要な製糖業について、今後の製造基盤の安定化を図るため、製糖工場における製造コストの低減、品質の向上、衛生管理の徹底等、製糖業者の経営力強化に資する製糖施設の整備を緊急に支援する。

補助率：1／2以内
事業実施主体：製糖業者、地方公共団体

お問い合わせ先：

内閣府沖縄振興局振興第二担当（03-3581-0791（直））
生産局生産流通振興課（03-3501-3814（直））

集約化森林整備等緊急対策（公共）

【17,000百万円、32,129百万円の内数】

（農山漁村地域整備交付金（再掲））

平成22年度当初予算額

森林整備事業

118,197百万円

農山漁村地域整備交付金（再掲）150,000百万円の内数

対策のポイント

集約化が進んでいる地域において「森林管理・環境保全直接支払制度（仮称）」を先行実施するとともに、路網整備を加速化することにより、林業を再生し、雇用創出、地域活性化に貢献します。

<背景／課題>

- ・「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）において、「林野関係予算を「選択と集中」の観点から抜本的に見直し、努力する者が報われるものとし、新たに「森林管理・環境保全直接支払制度（仮称）」を導入する」と位置付けられています。
- ・「新成長戦略」に位置付けられた森林・林業再生プランの目標である「木材自給率50%以上」の達成や雇用の創出、地域の活性化を推進するためには、平成23年度から導入を予定している「森林管理・環境保全直接支払制度（仮称）」について集約化が進んでいる地域において先行実施するとともに、路網整備を加速化することが重要です。

政策目標

10年後の木材自給率50%以上

<内容>

1. 集約化森林整備緊急対策

集約化が進んでいる地域において、面的にまとまって計画的に行う搬出間伐等の森林施業とこれと一体となった森林作業道の開設に支援する「森林管理・環境保全直接支払制度（仮称）」を先行実施します。

2. 路網整備加速化緊急対策

森林の整備や木材生産の効率化を図るため、丈夫で簡易な道である「林業専用道」等の整備を実施します。

森林整備事業（公共）

17,000百万円

補助率：3/10、45/100、10/10等

事業実施主体：国、地方公共団体、（独）森林総合研究所、
林業事業体等

農山漁村地域整備交付金（再掲）32,129百万円の内数

[お問い合わせ先：林野庁整備課（03-3502-8065（直））]

山地災害等の防止対策（公共）

【25, 500百万円、32, 129百万円の内数】

（農山漁村地域整備交付金（再掲））

平成22年度当初予算額

治山事業 68, 833百万円

森林整備事業 118, 197百万円

農山漁村地域整備交付金（再掲） 150, 000百万円の内数

対策のポイント

早期に復旧させる必要がある荒廃箇所等において、治山事業及び森林整備事業を実施し、地域の安全・安心を確保するとともに、地域経済の活性化に寄与します。

＜背景／課題＞

- ・ 治山事業は、森林の維持造成を通じて災害から国民の生命・財産を保全する社会資本整備事業です。
- ・ 局地的豪雨の頻発などにより激甚な山地災害等が多発しており、荒廃した山腹斜面・溪流や水源かん養、土砂流出防止等公益的機能が低下した森林が増加しています。
- ・ 早期に復旧させることにより、水源かん養、土砂流出防止等公益的機能を高度に発揮させ、二次災害や新たな災害の発生等に伴う生命・財産への危険を回避することが必要です。

政策目標

荒廃箇所を早期に復旧させること等により整備進度を向上させ、水源かん養、土砂流出防止等森林の持つ公益的機能の発揮を通じて、地域の安全・安心を確保するとともに、地域経済の活性化に寄与します。

＜内容＞

治山事業及び森林整備事業により、以下の箇所等において早期に災害復旧対策等を実施します。

- ① 二次災害の発生が懸念されるなど早期に復旧させる必要がある荒廃箇所
- ② 表土の流出や流木による災害が発生するおそれがある機能が低下した保安林

治山事業 17, 500百万円

補助率：10／10、1／2、1／3等

事業実施主体：国、都道府県

森林整備事業 8, 000百万円

補助率：10／10

事業実施主体：独立行政法人森林総合研究所

農山漁村地域整備交付金（再掲） 32, 129百万円の内数

お問い合わせ先：

治山事業・農山漁村地域整備交付金

林野庁治山課（03-6744-2308（直））

森林整備事業

林野庁整備課（03-3581-1032（直））

森林・林業再生総合対策

【9, 400百万円】

対策のポイント

間伐材の需要拡大に向けた取組等を推進することにより、林業の再生を図り、地域の雇用を拡大するとともに、地域経済を活性化します。

<背景／課題>

- ・疲弊した地域経済の雇用対策として森林・林業分野の活性化が必要です。
- ・新成長戦略に位置づけられている「森林・林業再生プラン」に基づき、林業を成長産業として再生するための対策を緊急に進める必要があります。

政策目標

10年後の木材自給率50%以上

<内容>

地域の創意工夫を活かした以下の取組に要する経費を支援します。

- ①公共建築物木材利用促進法の着実な推進のために行う、公共建築物等の木造・木質化、木製品等への地域材利用の促進
- ②産地が明らかな木材を住宅等に利用した場合の支援
- ③良好な景観の形成などを通じた里山再生への取組

補助率：定額（森林整備加速化・林業再生基金（平成21年度第1次補正予算で造成）を積増し）
事業実施主体：地方公共団体、森林組合、民間事業体等からなる協議会
※ 個別の事業の実施主体は、協議会のメンバーである林業事業体等となります。

お問い合わせ先：

事業全体	林野庁計画課	(03-6744-2300 (直))
①の事業	林野庁木材利用課	(03-6744-2297 (直))
②の事業	林野庁木材産業課	(03-6744-2295 (直))
③の事業	林野庁整備課	(03-3591-5893 (直))

資源循環型地域活力向上対策事業

【4, 500百万円】

対策のポイント

農山漁村に賦存するバイオマス等を活用する取組のうち、雇用創出効果を早期に発現することが見込まれるものについて施設整備を支援します。

<背景／課題>

- ・昨今の厳しい経済情勢の下、安定した雇用を創出することは喫緊の課題となっており、農山漁村に賦存する資源を活用し6次産業化を推進することで、地域の活性化を図る必要があります。
- ・特に、バイオマスや小水力等の再生可能エネルギーを活用する取組は雇用を創出する可能性を秘めており、この潜在力を早期に発現させるためには、強力な支援が必要です。
- ・また、平成22年6月に閣議決定された「新成長戦略」では、強みを活かす成長分野として「グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略」が掲げられ、バイオマス等の再生可能エネルギーの普及拡大が求められています。

政策目標

今後5年間で30万炭素トン相当のバイオマス、再生可能エネルギーの利活用を増進

<内容>

農山漁村地域に賦存するバイオマスや再生可能エネルギーを活用する取組であって、雇用創出効果の見込まれるものについて施設整備を支援します。

1. 施設整備

地域に賦存するバイオマスや再生可能エネルギーを利活用する取組に必要な施設整備について支援します。

2. 事業成果拡大

バイオマスや再生可能エネルギーを利活用する既存施設について、事業成果を拡大させるための増設、改造等の取組を支援します。

補助率：1／2以内
事業実施主体：民間事業者、NPO法人、農林漁業者の組織する団体、市町村等

[お問い合わせ先：大臣官房環境バイオマス政策課（03-3502-8466（直））]

6次産業化推進人材育成事業

【50百万円】

対策のポイント

農林漁業者等による農山漁村の6次産業化を推進するため、6次産業化に取り組む農林漁業者等をサポートする人材を育成します。

<背景／課題>

- ・農山漁村は人口減少や高齢化の進行、兼業機会の減少等により疲弊の一途をたどっています。このような中で、農山漁村の活性化を図っていくためには、農林漁業者等による農山漁村の6次産業化を推進し、農山漁村の雇用の確保と所得の向上を図ることが必要です。
- ・こうした取組を推進するためには、農林水産物の生産から商品開発、事業化まで一貫して指導が行える者が必要ですが、現在このような人材は不足しています。
- ・このため、農林漁業者等の6次産業化の取組に対する専門的なアドバイス、指導等を行う人材の育成が必要です。

政策目標

6次産業化についての専門的知識を総合的に習得した人材を育成し、農林漁業者等の加工・販売への取組等を支援することにより、農山漁村の6次産業化を促進

<内容>

1. 6次産業化に関する専門的知識の習得

農林水産物の生産技術や食品の衛生管理・加工技術・マーケティング等の専門的知識について総合的に習得させるための研修を行います。

2. 現場での実地研修

1. の6次産業化に関する専門的知識の習得に加え、農林水産物の生産技術などの川上の知見を有する者が、マーケティングや商品調達などの川下の知見を学ぶため、民間企業において実地研修を行います。

また、川下の知見を有する者が、川上の知見を学ぶため、先進的な農林漁業者等のもと、実地研修を行います。

（補助率：定額
事業実施主体：民間団体）

（お問い合わせ先：
総合食料局食品産業企画課（03-3502-8246（直））

食を核とした地域活性化支援事業

【200百万円】

対策のポイント

地域の資源である「食」を核とした地域興しの取組を支援することにより、地域経済を活性化します。

<背景／課題>

- ・景気の停滞等により地域経済は疲弊しており、大都市圏との格差もますます拡大しています。
- ・このような中で、地域を活性化するには、それぞれの地域の特色ある資源を活用し、地域が一体となって取り組むことが、効果的で速攻性があります。
- ・この場合、ご当地グルメ等に見られるとおり、地域の資源である「食」を活用した取組や、販売施設（道の駅等）・滞在型集客施設等と連携して商品やメニュー開発を行う取組など、「食」を核とするとともに、単に一次産業の振興のみならず地域が一体となった地域興しのような発信力のある取組が効果的であり、大きな経済効果が期待できます。

政策目標

3年後の売上高を20%増加、観光客数の増加及びそれに伴う経済波及効果

<内容>

1. 関係者の枠組構築

地域が一体となった地域興しの取組を行うため、農林水産業、食品産業、観光等幅広い関係者が参画した推進体制を構築するための合意形成に向けた取組を支援します。

2. 事業戦略の策定・ブラッシュアップ

1の取組の目標や工程表の作成とともに、戦略的商品の選定、開発計画の策定等の取組を支援します。

3. 商品・メニュー開発

国産農林水産物を活用し、需要に即した新商品・メニューの開発に必要な試作、パッケージデザイン設計等の取組を支援します。

4. 販路拡大を核とした地域の取組

国産農林水産物を活用し開発された新商品の販路拡大を核とした地域の交流の場の提供を支援します。

注) 1～4の取組を一体的に行うことを基本としますが、1や2の取組が進んでいるものについては、3及び4の取組のみを行うことができます。

（補助率：定額
事業実施主体：民間団体）

（お問い合わせ先：
総合食料局食品産業企画課（03-6744-2063（直））

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

【2, 000百万円】

(平成22年度当初予算額 24, 591百万円)

対策のポイント

農山漁村活性化法に基づき市町村等が作成した定住・交流促進のための活性化計画の実現に必要な施設整備を中心とした総合的取組を支援します。

<背景／課題>

- ・農山漁村の高齢化や人口減少に伴う活力低下は深刻なものとなっており、農山漁村の活性化が国の重要な政策課題となっています。
- ・農山漁村の活性化を推進するためには、農林漁業者等のニーズを踏まえて、地域の創意工夫と主体的な取組によるきめ細かな条件整備への支援が必要であり、また、農山漁村・農林漁業の有する多面的機能を活用し、都市と農村の交流を推進することが必要です。
- ・離島・過疎地域等の条件不利地域をはじめとして、活力の低下する農山漁村地域において農林水産物処理加工施設、地域間交流拠点やきめ細かな土地改良基盤等を年度内に整備して早期に効果を発現し、地域資源を活用した農山漁村の活性化を図ります。

政策目標

- 生産された地域産物や地域資源の活用、販路拡大に係る取組みを新たに創出（今後5年間で250グループ）
- 全国の市町村の過半（1,000以上）で定住、交流に資する農山漁村の活性化を促進（平成27年度）

<内容>

1. 生産基盤及び施設の整備

定住等の促進に資する農林漁業の振興を図るための生産基盤及び施設の整備などを支援します。

2. 定住環境の整備

定住等を促進するための集落における生活環境施設の整備を支援します。

3. 地域間交流の促進

地域間交流の拠点となる施設の整備を支援します。

（ 交付率：定額（定額、1／2等）
事業実施主体：都道府県、市町村、農林漁業者等の組織する団体 等 ）

[お問い合わせ先：農村振興局農村整備官 （03-3501-0814（直））]

赤潮被害養殖業に対する再建支援緊急対策事業

【1, 400百万円】

対策のポイント

八代海、有明海及び橘湾において、平成21年度に引き続き、平成22年度も有害赤潮プランクトンによる大規模な漁業被害が発生したことから、被害者の経営再建を緊急に支援する対策を行います。

<背景／課題>

- ・八代海、有明海及び橘湾において、平成21年度に引き続き、平成22年度も有害赤潮プランクトンによる大規模な漁業被害が発生し、地域産業に深刻な影響を与えています。
- ・被害を受けた養殖業を再建し、地域の活性化を図るため、年度内に養殖業再建のための支援対策を緊急に講じる必要があります。

政策目標

今後の赤潮被害防止のための方策を確立することで、養殖業の生産量を確保

<内容>

1. 底質環境調査の実施

赤潮発生時の漁場移動や今後の新漁場の造成など被害防止対策に資するため、シヤトネラ等有害プランクトンによる赤潮が発生した海域において広域的にシスト（休眠孢子）の分布調査及び流速、底質状態等の環境調査を実施します。

底質環境調査事業 200百万円
事業実施主体：民間団体等

2. 赤潮被害防止策の実証

赤潮による養殖業への被害を防止するため、大型生け簀の導入による赤潮被害防止策の実証として、大型生け簀、早期出荷用の大型種苗の育成設備の整備等を支援するとともに、曳航生け簀に関する実証を支援します。

赤潮被害防止策実証事業 1, 200百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：

1の事業 水産庁漁場資源課 (03-6744-2379 (直))
2の事業 水産庁栽培養殖課 (03-6744-2383 (直))

水産加工原料確保緊急対策事業

【100百万円】

(平成22年度当初予算額 84百万円)

対策のポイント

異常気象による漁海況の変化に伴う加工原料魚の不足に対応し、遠隔地からの原料確保等を図る地域ぐるみの水産加工業協同組合の取組を支援します。

<背景／課題>

- ・我が国の水産加工業は、世界的な水産物需要の増大を背景に、国産加工原料の利用拡大を進めていますが、通常であれば十分に供給が確保されている魚種であっても、異常気象による漁海況の変化で水揚量の変動し、国産加工原料の供給が不足する事態が生じています。
- ・このため、漁海況変化に伴う水揚量の変動により緊急的に必要となる、他地域からの原料確保や他魚種等の利用による製品転換を行うことで、水産加工業の経営安定や、消費者への安定供給を図ることが重要となっています。

政策目標

本年度の原料魚不足への対応による水産加工業の経営安定と水産物の安定供給

<内容>

地域の水産加工業協同組合等が、当該地域における水揚量の減少に伴い、一時的・試行的に実施する以下の取組に対して支援を行います。

(1) 遠隔地からの原料確保の実施

安定操業に必要な加工原材料を緊急に他地域から確保するために行う取組を支援します。

(2) 原料・製品転換の実施

他魚種等を用いて製品転換を図るために行うサンプル・試作品の生産等の取組を支援します。

補助率：1／2
事業実施主体：民間団体等

(お問い合わせ先：水産庁加工流通課 (03-3502-8203(直)))

外国漁船被害救済事業

【200百万円】

対策のポイント

外国漁船の操業により影響を受けている水域での我が国漁業者の安全な操業を支援します。

<背景／課題>

- ・我が国周辺水域では、外国漁船が活発に操業しており、我が国漁船の漁具を切断・破損するなどの被害が発生しています。本来は我が国のEEZでありながら、我が国の漁業活動が低調となっている水域もみられています。
- ・漁業者の安全操業に対する不安が高まっているところであり、外国漁船の操業により影響を受けている水域での我が国漁業者の安全な操業を支援する施策を緊急に打ち出す必要があります。

政策目標

外国漁船の操業による漁具破損等の被害の救済による漁業経営の安定

<内容>

1. 外国漁船操業等調査

漁業協同組合等が漁船を用いて行う、外国漁船の操業状況調査、外国取締船の行動調査、漁場調査等の経費に対して助成します。

（補助率：定額
事業実施主体：民間団体等）

2. 漁具標識設置

漁業協同組合等が漁具の位置を示すための漁具標識を設置する経費に対して助成します。

（補助率：定額
事業実施主体：民間団体等）

3. 漁具被害復旧支援

外国漁船の緊急避泊等によって漁具や施設の被害が発生した場合、漁業協同組合等が被害漁具等を現状復帰するために必要な被害漁具等の回収・処分、共同利用漁具・施設の導入に要する経費に対して助成します。

（補助率：1/2以内
事業実施主体：民間団体等）

（お問い合わせ先：水産庁沿岸沖合課（03-6744-2393（直））

水産基盤整備・海岸保全施設整備（公共）

【7, 000百万円、32, 129百万円の内数】

（農山漁村地域整備交付金（再掲））

平成22年度当初予算額

水産基盤整備事業 82, 227百万円

農山漁村地域整備交付金（再掲） 150, 000百万円の内数

対策のポイント

- ・高潮、津波、波浪等に対する漁港・漁村の安全・防災対策、漁港の衛生管理対策など安全・安心な水産物の供給体制の整備を推進します。

<背景／課題>

- ・漁港・漁村においては、高潮・波浪等の影響により、漁船の転覆事故、水産関係施設の被害、集落への浸水被害等が発生していることから、高潮・波浪等自然災害に対する漁港・漁村の安全性を確保する必要があります。
- ・食の安全・安心の確保を図るとともに、意欲ある漁業者が安心して漁業活動を継続できる環境を整備するため、高度衛生管理に対応した水産物の供給体制を整備する必要があります。

政策目標

- 津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の面積を約5.0千haから約4.0千haに向上（平成24年度まで）
- 高度衛生管理される水産物の出荷割合を23%から概ね50%に向上（平成23年度まで）

<主要内容>

1. 漁港・漁村の安全・防災対策

高潮、波浪等の自然災害に対する漁港・漁村の安全性を確保するため、防波堤、岸壁等の嵩上げ工事、海岸保全施設の機能強化や老朽化対策を緊急的に実施します。

水産基盤整備事業 4, 300百万円

負担率：10/10、補助率：1/2等

事業実施主体：国、地方公共団体

農山漁村地域整備交付金（再掲） 32, 129百万円の内数

2. 安全・安心な水産物の供給体制の整備

安全・安心な水産物の供給体制を整備するため、流通拠点漁港において高度衛生管理に対応した岸壁の整備など流通機能の高度化対策を実施するとともに、水産資源の増大を図る漁場整備を緊急的に実施します。

水産基盤整備事業 2, 700百万円

負担率：10/10、補助率：1/2等

事業実施主体：国、地方公共団体

[お問い合わせ先：水産庁計画課（03-3501-8491（直））]

さけ・ます漁業協力事業

【108百万円】

(平成22年度当初予算額 55百万円)

対策のポイント

ロシア系さけ・ますの再生産及び保存を図ることにより、我が国さけ・ます漁業の安定的継続、国民へのさけ・ますの安定供給及び漁業分野における日口間の密接な協力関係の維持を図ります。

<背景／課題>

- ・ロシア系さけ・ますを主な漁獲対象としている我が国のさけ・ます漁業については、「溯可性資源の発生する河川の所在する国は、当該資源について第一義的利益及び責任を有する」とした母川国主義に基づき、日本側がロシア側に対してその保存及び管理について協力することとなっています。

政策目標

- 低位水準にとどまっている水産資源の回復・管理の推進
- 国際漁業機関による資源管理対象魚種及び漁業協定数の維持・増大

<内容>

- (1) 平成22年3月に開催された日口漁業合同委員会において合意されたロシア系さけ・ますの再生産及び保存への協力の一環として、日本側からロシア側に対し、機械及び設備を供与します。
- (2) ロシア系さけ・ますの再生産に要する機械及び設備の供与を実施するために必要な経費の一部を助成します。

〔補助率：3／4以内、定額〕
〔事業実施主体：民間団体等〕

〔お問い合わせ先：水産庁遠洋課 (03-3502-8479 (直))〕

口蹄疫緊急対策

【16,407百万円】

対策のポイント

平成22年4月の宮崎県での口蹄疫の発生により、家畜伝染病予防法等に基づき殺処分された家畜に対する手当金等を交付するとともに、家畜の伝染性疾病的の発生予防と危機管理体制の整備を緊急に行います。

＜背景／課題＞

- ・平成22年4月に宮崎県で発生した口蹄疫は、我が国家畜衛生史上初めてワクチン接種が実施され、疑似患畜及びワクチン接種家畜等の合計約30万頭の殺処分が行われました。
- ・発生農家等に対しては、殺処分された家畜に対する手当金等の概算払が行われましたが、今後、精算払を完全実施する必要があります。
- ・また、今後我が国における口蹄疫の発生予防と危機管理体制の整備を緊急に行う必要があります。

政策目標

口蹄疫の侵入・まん延を防止するため、防疫・危機管理体制を強化

＜内容＞

1. 発生農家等への手当金等の交付及び発生県等が実施した防疫措置への支援

15,965百万円

(1) 家畜伝染病予防費

家畜伝染病予防法に基づき、殺処分された疑似患畜に対する手当金等をそれらの所有者に交付するとともに、埋却に要する費用や消毒薬品費など発生県等が実施した防疫措置に係る費用を負担します。

(2) 口蹄疫まん延防止緊急対策事業

口蹄疫対策特別措置法に基づき、関係県に対し、殺処分された患畜等以外の家畜に対する補てん金、埋却に要する費用等を負担します。

(3) 消費・安全対策交付金（ソフト）における家畜衛生の推進

発生県等における消毒ポイントの人件費、運営費及び対策本部経費等を支援します。

2. 支援体制緊急整備による危機管理体制の強化

443百万円

口蹄疫等の家畜の伝染性疾病的の発生予防と発生に備え、的確な防疫措置を実施するために必要な電気殺処分機、除染テント、防疫消毒薬、抗ウイルス薬及び靴底消毒用マットを動物検疫所に緊急に備蓄します。

〔補助率：10/10、1/2、定額（1/2以内）等
事業実施主体：国、都道府県等〕

3. 優良繁殖雌牛への更新促進のための支援

肉用牛繁殖農家が、低能力の繁殖雌牛をとう汰し、優良な繁殖雌牛を団体等（公社、事業協同組合、農協等）から借り受ける場合、雌牛の導入費用の1／3を助成（1頭当たり最大20万円）する**優良繁殖雌牛更新促進事業**について、我が国における口蹄疫発生等の特別の事情を踏まえ、**事業終期を1年間延長することにより、優良な繁殖雌牛への更新を促進し、繁殖農家の収益性の改善と子牛価格の下支えを図ります。**

お問い合わせ先：			
1、2の事業	消費・安全局動物衛生課	(03-3502-5994	(直))
3の事業	生産局食肉鶏卵課	(03-3502-5989	(直))

口蹄疫畜産再生基金事業

【1, 535百万円】

対策のポイント

口蹄疫の発生により影響を受けた宮崎県及び周辺地域の復興に向け、宮崎県からの要望を踏まえ、県による畜産再生のための取組を支援します。

<背景／課題>

- ・平成22年4月に宮崎県で発生した口蹄疫の影響により、宮崎県及び周辺地域では、多大な被害を受けたところであり、畜産の復興・再建が喫緊の課題となっています。

政策目標

- 口蹄疫発生農家及びワクチン接種農家等の経営再建
- 口蹄疫の被害を受けた地域における畜産業の復興

<内容>

宮崎県からの要望を踏まえ、宮崎県等が畜産再生のための下記取組を行う場合に要する経費の一部（3分の2以内）を支援します。

<宮崎県の取組>

- ① 肉用牛資源供給体制の整備
- ② 資源循環型畜産としての再建に向けたTMRセンター及びたい肥センターの整備
- ③ 口蹄疫の発生により殺処分された種畜（種雄牛、種豚）の再興に向けた種畜の造成及び改良施設の整備
- ④ 家畜市場による購買者誘致のためのPR活動への支援や購買者に対する輸送費助成への支援
- ⑤ 口蹄疫の発生により影響を受けた畜産農家に対する出荷遅延等対策
- ⑥ 食肉等地場畜産物の需要拡大のためのPR活動の支援
- ⑦ 農場再建に向けた安全・安心確保に係る支援

<宮崎県以外の南九州各県の取組>

上記のうち、②、④、⑤、⑥

（補助率：定額（事業費の3分の2以内相当）
交付先：独立行政法人農畜産業振興機構）

（お問い合わせ先：生産局畜産企画課（03-3502-5979（直）））

養殖施設災害復旧事業

【495百万円】

対策のポイント

平成22年2月27日にチリ中部沿岸で発生した地震に由来する津波が2月28日に日本に到達し、太平洋沿岸の養殖施設に大きな被害が生じたことから、本津波災害により被災した水産動植物の養殖施設の復旧について補助を行います。

<背景／課題>

- ・平成22年2月28日に発生した津波災害による水産動植物の養殖施設の被害が、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく「激甚災害」として指定されました。
- ・当該激甚災害に関する災害復旧事業費について、都道府県がその費用の10分の9を下らない率による補助をする場合に、国が当該都道府県に対して所要費用を補助することとなっています。

政策目標

平成23年3月末日までに被害を受けた養殖施設を確実に復旧

<内容>

平成22年2月28日に発生したチリ中部沿岸を震源とする地震による津波災害により被災した水産動植物の養殖施設を復旧するための事業を行います。

- 1 対象市町 岩手県、宮城県、三重県及び徳島県の延べ14市町
- 2 対象施設 かんぱち、しまあじ、まだい、くろまぐろ、ほたてがい、かき類、こんぶ類、わかめ類及びのり類の養殖施設

（ 補助率：9／10以内
事業実施主体：漁業者 ）

（ お問い合わせ先：水産庁裁培養殖課（03-3502-0895（直）） ）